

## 新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

平成28年4月1日付け27生産第2954号

一部改正 平成29年3月31日付け28生産第2154号

最終改正 平成30年4月1日付け29生産第2271号

### 第1 趣旨

園芸作物は、他の作物と比べて高収益が見込め、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な農産物であるものの、我が国の園芸作物生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まってきていることや、近年の気象災害や連作障害により作柄が不安定となっていること等から、消費構造の変化に伴い存在感を増す外食産業、卸売業及び小売業のニーズに対して十分な供給ができておらず、輸入品が急速に増加する等、将来にわたって我が国の園芸作物を消費者に安定供給するための対策を講ずることが必要な状況となっている。

このため、本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定生産・安定供給を実現するため、まとまった規模で安定的な園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から園芸作物への作付転換により新たな園芸産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図るものである。

### 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

#### 1 園芸作物生産転換促進事業

この事業（以下「転換促進事業」という。）は、まとまった規模で安定的な園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から園芸作物に作付けを転換することを通じて新しい園芸産地を育成するために、技術面や販売面の課題の解決に向けて生産者、実需者、地方公共団体等が連携して行う取組を支援する以下のものとする。

(1) 都道府県推進事業

(2) 全国推進事業

#### 2 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

この事業（以下「生産基盤強化事業」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号の規定に基づき実施する、加工・業務用野菜の生産基盤強化のための取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む者に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて支援する以下のものとする。

(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

### 第3 事業実施期間

第2の1及び2に掲げる事業の事業実施期間は、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定めるところとする。

### 第4 事業の手続

#### 1 転換促進事業

##### (1) 都道府県推進事業

###### ア 事業実施主体及び取組主体

都道府県推進事業の事業実施主体は都道府県とし、取組主体は生産局長が別に定める協議会とする。

###### イ 事業実施計画の作成等

(ア) 都道府県推進事業の取組主体となろうとする者は、生産局長が別に定めるところにより産地事業計画(以下「産地計画」という。)を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された産地計画の内容を審査し、生産局長が別に定める補助要件、成果目標、審査基準等のほか、当該都道府県の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認めた場合は、生産局長が別に定める採択基準により当該産地計画にポイントを付与し、産地計画を集約した都道府県事業計画(以下「都道府県計画」という。)を作成して、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

###### ウ 事業実施計画の承認等

(ア) 地方農政局長は、イの(イ)により提出された都道府県計画について、補助要件を満たしているか審査を行い、その結果について生産局長に報告するものとする。

(イ) 生産局長は、(ア)により報告のあった都道府県計画について、生産局長が別に定める配分基準により都道府県計画の予算額及び該当する取組主体の産地計画を決定し、地方農政局長に通知するものとする。

(ウ) 地方農政局長は、(イ)の通知に基づき、都道府県計画を承認するものとする。

(エ) 都道府県知事は、(ウ)の承認に基づき、該当する取組主体の産地計画を承認するものとする。

エ 事業実施の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとする。その際の手続は、イ及びウに準じて行うものとする。

##### (2) 全国推進事業

###### ア 事業実施計画の作成等

(ア) 全国推進事業の事業実施主体になろうとする者は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画書(以下「全国計画」という。)を作成し、生産局長に提出するものとする。

(イ) (ア)の全国計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(ア)に準じて行うものとする。

#### イ 事業実施計画の承認等

(ア) 生産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を生産局長が別に定める委員会に諮るものとする。

(イ) 生産局長は、公募により新たに全国推進事業の事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された全国計画の内容を確認した上で、取組内容及び成果目標等が妥当であるかについて、委員会に諮るものとし、委員会がこれを妥当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(ウ) 生産局長は、委員会により指摘を受けた場合にあっては、指摘を踏まえた全国計画を提出させ、その事業実施計画を承認することができることとする。

### 2 生産基盤強化事業

#### (1) 事業の実施

国は、予算の範囲内において、機構に対し、生産基盤強化事業に必要な経費について補助するものとし、機構は、これを受け、生産基盤事業を実施するものとする。

なお、機構は生産基盤強化事業に係る経費と他の経費を区分して経理するものとする。

#### (2) 事業実施計画の作成等

ア 機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、当該年度の事業の実施計画を作成し、生産局長に協議するものとする。

イ 生産局長が別に定めるところによる生産基盤強化事業の実施計画の重要な変更については、アに準じて協議するものとする。

## 第5 事業実施状況の報告等

### 1 転換促進事業

#### (1) 都道府県推進事業

ア 取組主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度について当該年度の事業実施状況報告書（以下「産地報告書」という。）を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された産地報告書の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、協議会に対して必要な指導を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、アにより提出された産地報告書を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。この場合において、イの指導を行った場合には、その指導の内容も併せて地方農政局長に報告するものとする。

#### (2) 全国推進事業

全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

### 2 生産基盤強化事業

#### (1) 機構理事長は、事業の各年度の実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、生産局長に報告するものとする。

- (2) 生産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長及び生産基盤強化事業の事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

## 第6 事業の評価等

### 1 転換促進事業

#### (1) 都道府県推進事業

ア 取組主体は、目標年度の翌年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自己評価を行い、都道府県知事に報告するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告を受けた場合には、その内容について点検評価を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、イの点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、取組主体に対し、達成するまでの間、毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。

エ ウによる指導を踏まえて取組主体が行う自己評価及び都道府県知事が行うその内容の点検評価は、ア及びイに準じて行うものとする。

オ 都道府県知事は、取組主体に対して、イ及びエの点検評価結果の報告及びウの指導を行った場合には、その内容について地方農政局長へ報告するとともに、評価結果について公表するものとする。

カ 地方農政局長は、オにより報告を受けた場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。

キ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

#### (2) 全国推進事業

ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、その結果を生産局長に報告するものとする。

イ 生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

ウ 生産局長は、イの点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。

エ ウによる指導を踏まえて事業実施主体が行う自己評価及び生産局長が行うその内容の点検評価は、ア及びイに準じて行うものとする。

オ 生産局長は、イ及びエの点検評価の結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

カ 生産局長は、オにより取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。

キ 生産局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 2 生産基盤強化事業

- (1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自己評価を行い、機構理事長に報告するものとする。
- (2) 機構理事長は、(1)の事業評価の報告を受けた場合には、その内容について点検評価を行い、生産局長に報告するものとする。
- (3) 生産局長は、(2)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価するものとする。
- (4) (3)の規定に基づき、生産局長が行った点検評価の結果については、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (5) 生産局長は、(4)によりとりまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (6) 生産局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第7 推進指導

### 1 転換促進事業

- (1) 国は、この事業の効率的かつ効果的な推進が図られるよう、事業実施主体及び取組主体に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。
- (2) 都道府県推進事業の事業実施主体は、取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、必要に応じ、市町村、農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対して指導を行うものとする。

### 2 生産基盤強化事業

国は、この事業の円滑かつ適性な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第8 情報共有

生産基盤強化事業について、機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、当該事業実施主体が所在する都道府県に対し、取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

## 第9 事業費の低減

本事業の事業実施主体及び取組主体は、本事業の実施に当たり、過剰な推進活動等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## 第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

## 第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産

局長及び機構理事長が別に定めるところによる。

## 第12 その他

- 1 機構は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を含む。以下同じ。）に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。  
また、事業実施期間中であっても、使用する見込みのない資金残額が発生した時は、機構は当該残額を国に返還するものとする。
- 2 本事業の事業実施主体及び取組主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産に係る関係法令を遵守するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の（5）の規定に基づき平成27年度までに実施した加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、この通知の施行後、本通知の相当規定により取り扱うものとする。

### 附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の本要綱に基づき実施した加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、なお従前の例による。

### 附 則（平成30年4月1日付け29生産第2271号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の本要綱に基づき実施した加工・業務用野菜生産基盤強化事業及び青果物流通システム高度化事業については、なお従前の例による。